

美祢市立地適正化計画の策定にともない、 令和6年7月1日以降に、対象となる場所で

- 一定規模以上の住宅の開発・建築等行為
- 誘導施設の建築を目的とする開発・建築等行為
- 誘導施設の休廃止

を行う場合は、事前に届出が必要です！

1 届出制度の概要

美祢市立地適正化計画の策定にともない、居住誘導区域や都市機能誘導区域の区域外における住宅開発等や誘導施設の整備の動き、都市機能誘導区域の区域内に立地している誘導施設の休廃止の動きを把握するため、都市再生特別措置法に基づく届出制度を運用します。

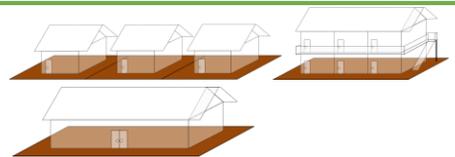
届出は、美祢市立地適正化計画を公表する令和6年7月1日以降に着手する行為を対象として、届出が必要となります。

2 届出の対象

都市計画区域内の居住誘導区域外

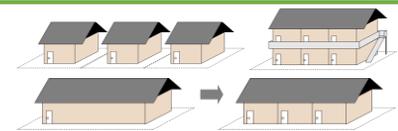
開発行為

- 3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為
- 1戸または2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その規模が1,000㎡以上の場合



建築行為等

- 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- 建築物を改築または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合



都市計画区域内の都市機能誘導区域外

開発行為

- 誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為

建築行為等

- 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- 建築物の改築または建築物の用途を変更して、誘導施設を有する建築物とする場合



▲届出対象のイメージ図

【例】大規模小売店舗（誘導施設）を新築する場合

都市計画区域内の都市機能誘導区域内

休止・廃止

- 誘導施設を休止または廃止する場合

※居住誘導区域及び都市機能誘導区域は、市ホームページで確認してください。

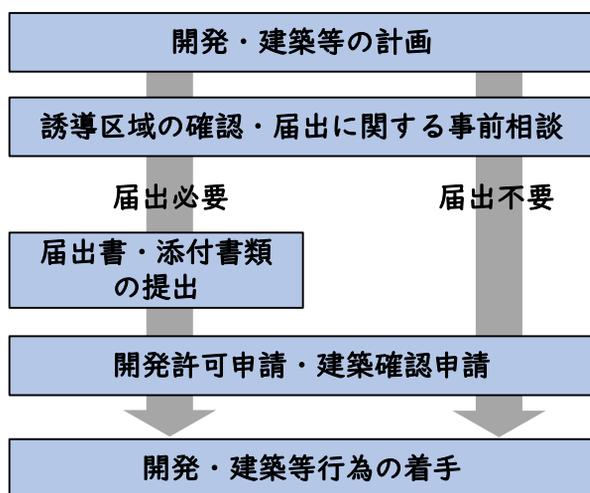
※届出が必要となる誘導施設は、裏面をご覧ください。

3 都市機能誘導区域に係る届出が必要な誘導施設

都市機能	誘導施設	定義
行政機能	市役所	・ 地方自治法第4条に定める施設
	消防防災センター	・ -
	県の出先機関	・ 地方自治法第156条第5項に定める施設（警察署、土木建築事務所等）
介護福祉機能	地域包括支援センター	・ 介護保険法第115条の46第1項に定める施設
	総合福祉施設	・ 社会福祉法第7条に定める社会福祉協議会 ・ 社会福祉法第14条第1項に定める福祉事務所
	保健センター	・ 地域保健法第18条第2項に定める施設
	子育て支援施設	・ 子育て世代の生活や文化・社会活動等を支援するための施設のうち、市全域からの利用を想定するもの
商業機能	大規模小売店舗	・ 大規模小売店舗立地法第2条第1項に定める店舗面積1,000㎡以上の施設のうち、日本標準産業分類で「5621 総合スーパーマーケット」又は「5811 食料品スーパーマーケット」に該当する施設
教育文化機能	図書館	・ 図書館法第2条に定める図書館
	市民会館	・ 地方自治法第156条第5項に定める施設
	地域交流・生涯学習施設	・ 地域住民の相互の交流を促進するとともに、生涯にわたって社会教育、文化活動、レクリエーション活動、ボランティア活動等を通じて学習を行うための施設のうち、市全域からの利用を想定するもの
公共交通結節機能	交通拠点施設	・ 市内主要幹線から民間路線バス等のその他の複数の交通モードへの接続・乗り換えの主要結節点となる施設

4 届出の流れ

届出書と添付書類は、行為に着手する日の**30日前まで**に建設課へ2部提出してください。



※注意事項※

■届出後、計画に変更がある場合は、着手する日の30日前までに変更の届出が必要です。

■届出をしないで、又は虚偽の届出をして、開発行為等を行った場合は、30万円以下の罰金に処される場合があります（都市再生特別措置法第130条）。

■届出業務に関する規定は、宅地建物取引業法第35条「重要事項の説明等」の対象になります。

■届出書の様式、添付書類等、届出の詳しい手引きを市ホームページでご確認いただけます。



（お問い合わせ先）

美祢市 建設農林部 建設課

〒759-2292 山口県美祢市大嶺町東分326-1

TEL：0837-52-5221 E-mail：kensetsu.t@city.mine.lg.jp

